

役所で取得が必要な書類一覧

	日本			台湾		注意)ここでいう役所とは、日本であれば市役所・区役所、台湾であれば戸政事務所の事を指します。
	入籍前	入籍後		入籍後		
	戸籍謄本	戸籍の附票	戸籍謄本	戸籍謄本	結婚証明書	
台湾の入籍が必要	1					・婚姻要件具備証明書(独身証明書)取得のため
日本の入籍が必要	1			1	1	・婚姻届の届出地に本籍がない場合は、日本人の戸籍謄本が必要 ・結婚証明書は、役所によって必要ない場合あり。提出予定の役所へ確認するのが○
居留ビザ申請が必要		(1)	2	1		・犯罪経歴証明書取得の際、住民票を既に抜いている場合は、戸籍の附票、または住民票の除票のいずれかが必要
居留証申請が必要				1		
パスポート更新が必要な場合		(1)	1			・入籍の時に本籍を変更した場合、パスポートの変更が必要 ・住民票を既に抜いている場合、附票も必要
国民年金資格喪失届を出す場合		1				・住民票を抜く(海外へ転出)と、国民年金は義務ではなくなります。任意加入するか喪失届を出すかのいずれかを選択。喪失届を出す場合、住民票を抜いたあとの戸籍の附票(または、転居予定日が記載されている住民票)を提出
予備	1		1	1		
私が取得した合計	3	3	4	4	1	

※青字で書いているものは、状況によって必要ない場合があります。用途欄を参考に、ご自身のケースで必要であれば取得ください。

※緑字で書いているものは、既に住民票を抜いて海外転出届を出してしまっている場合に必要な書類です。ですので、住民票を抜いていない方には関係ありません。(私は既に海外転出届を出していたので、ここには記載しております)